

一般社団法人 光青年会議所 運営規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は、一般社団法人 光青年会議所 定款第 4 5 条に基づき、本会議所の運営を円滑に行うことを目的として定める。

第 2 章 役員の仕事

第 2 条 理事長は、本会議所の代表理事とし業務を統括する。

第 3 条 直前理事長は、理事長を補佐し、理事会でアドバイスをする。

第 4 条 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長不在時にはその職務を代行する。

第 5 条 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

第 6 条 理事は、定款に定めるほか、次の職務を有する。

- (1) 本会議所の運営に関して責任を有し、それぞれの職務を担当する。
- (2) 本会議所の運営、事業の遂行等に関して企画、検討実施する。
- (3) 業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 7 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務および財産状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは不当事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の召集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた 2 週間以内の日を理事会日とする理事会の召集通知を發せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 8 条 その他役員の仕事については、別に定め総会で承認された役員・委員会仕事分掌による。

第 3 章 理事会

第 9 条 理事会を開催する場合、理事長は原則として会日の 2 日前までに理事に対し議題および日時、場所等を通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りならず。

第 10 条 理事会において、理事長事故あるときは、副理事長の内の 1 名が議長となる。

第 11 条 理事会は、定款第 40 条に定める任務のほか、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会、例会に関する事項
- (2) 委員会の編成および設置改廃に関する事項
- (3) 委員会活動の助長およびその調整に関する事項
- (4) 定款、諸規定、規則の設定、改正、廃止に関する事項
- (5) 会員の入、退会および除名に関する事項
- (6) 慶弔および見舞金に関する事項
- (7) 名誉会員に関する事項
- (8) 事務局員に関する事項

(9) その他運営上重要な事項

第4章 例会ならびに出席

第12条 会員は、本会議所の会合には時間を厳守し、会員章、ネームプレートを佩用のうえ、品格ある服装のもとに出席するものとする。

第13条 特別の理由により欠席遅刻する場合は、所属委員長または、事務局へ必ず当日の12時までに、その理由を届出する。

第14条 総会、例会に出席するものでメーキャップした場合は出席扱いとする。

第15条 本会議所の公務出張により、本会議所の例会を欠席した場合は出席とみなす。

第5章 委員会

第16条 定款に定める委員会数は、当年理事長が決定する。名称ならびに所管業務は、理事会の承認を得て決定するものとする。委員会の所管業務については、次の各事業を担当する。

1. 総務事業（定款、財務を含む）

- (1) 総会、理事会に関する事項
- (2) 事業計画書、事業報告書の作成
- (3) 予算書、決算書の作成
- (4) 総会、理事会、例会の議事録作成
- (5) 褒賞、表彰に関する事項
- (6) 定款、規則、規定の認定、改正、廃止に関する企画、検討
- (7) 庶務、会計に関する事項
- (8) 関係官庁諸団体との連絡に関する事項
- (9) その他の総務事項

2. 広報事業

- (1) 内外広報活動の実施
- (2) ホームページの編集および発信
- (3) 事業計画書、事業報告書の作成
- (4) 各種報道関係との連携
- (5) J C運動に対する理解を深めるための広報活動

3. 会員開発事業

- (1) 会員相互の親睦と J C 間の交流促進
- (2) 会員の加入に関する事項
- (3) 会員としての意識の向上に寄与するための一般教育
- (4) 事業計画書、事業報告書の作成
- (5) 趣味の会の育成掌握
- (6) 新会員の訓練（研修ならびに指導）
- (7) 会員の指導力の開発

4. 経営開発事業

- (1) 産業経済問題に関する研究および調査
- (2) 他の経済団体との提携ならびに共同事業
- (3) 経営に関する講演会、研究会、見学等の実施
- (4) 経済開発を図る諸問題の研究
- (5) 経営者意識の高揚
- (6) 事業計画書、事業報告書の作成

5. 社会開発事業

- (1) 地域社会開発計画に関する事業計画の立案、実施
- (2) 関係官庁、団体機関との連携
- (3) 事業計画書、事業報告書の作成

6. 環境問題事業

- (1) 交通安全に関する啓蒙運動の展開
- (2) 交通安全に関する諸行事の企画、実施
- (3) その他公害、環境問題に関する事項
- (4) 事業計画書、事業報告書の作成

7. 教育開発・青少年交流事業

- (1) 青少年の不良化を阻止し、健全育成の推進を図る。
- (2) 青少年問題に関係ある諸団体との連携
- (3) 作文募集、児童画展、その他青少年に関する諸行事の企画、実施
- (4) 教育に関する啓蒙運動の展開
- (5) 教育に関する諸行事の企画、実施

(6) その他教育に関係ある諸団体との連携

(7) 事業計画書、事業報告書の作成

第 17 条 委員会は、本会議所会員をもって構成し、正会員はいずれかの委員会に所属するものとする。ただし、正副理事長、直前理事長、監事、専務理事及び名誉会員は、この限りではない。

第 18 条 委員会は、必要に応じて 1 名の副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名とする。

第 19 条 委員長は、委員会を総括する。委員長事故あるときは、副委員長これを代行する。

第 20 条 委員長は、毎月 1 回定例委員会を招集して、その議長となり委員会で協議した結果を、理事会に報告する。

第 21 条 委員会活動については、理事会の承認を要し、その状況を理事会に報告する。

第 6 章 褒 賞

第 22 条 本会議所は、青年会議所運動の発展と高揚を図り、これに著しく貢献した委員会または個人に対して褒賞する。

第 23 条 褒賞の計画実施は各年度の担当委員会とし、資格審査に必要な資料は推薦母体よりこれを提出する。

第 24 条 褒賞の推薦母体は次のとおりとする。

1. 理事長
2. 副理事長

第 25 条 褒賞の対象となるものは次のとおりとする。

1. 青年会議所運動に顕著なる功績のあったもの
2. 総会、例会、ならびに定例委員会に皆勤またはこれに近い出席をしたもの
3. 正会員の満期退会者
4. その他理事会で認められたもの

第 26 条 褒賞の審査および決定は正・副理事長で行う。

第 27 条 褒賞は、賞状または記念品をもって表彰する。

〔付 則〕